

○議長（中西峰雄君）次に、順番19、16番 中谷晋君。

〔16番（中谷 晋君）登壇〕

○16番（中谷 晋君）3日目になりまして、若干ユウが抜ける時間帯でございますけれども、許しを得まして、6月議会の一般質問を行います。

通告のとおり、本市の都市計画事業、中心市街地区画整理事業について質問を行います。

安定的な経済成長が続き、政治的にも思想的にも前上りの状況の時代の昭和53年より基本計画を策定し、昭和60年4月に都市計画決定を受け、事業が開始されています。都市活動を維持しながら社会資本の有効活用や土地の有効な利活用、また時代に即応した公共の整備など、確固たる信念に基づき、高い理想を持って計画決定を行ったものだと思いますが、時の推移とともに人の意識も、また自分たちを取り巻く土壌や物の価値観が大きく変わってきている昨今の社会現象の中で、昭和53年当時の基礎的な都市計画や区画整理事業が、現在の当地域に本当に必要でかつ受け入れられるべき計画であったかどうかということを中心に、何点かお聞きいたします。

当然のことではありますが、時の推移とともに地域の状況が変化し、また、物価の変動とその時々々の状況に対応しながら、何回かの計画変更がなされ、現在の実施区域や休止区域が設定されたと思います。

少し違った観点からではありますが、新しい橋本市が発足する前段階の合併協議会の議論の中で、旧市町の住民一人当たりの借金について、市のほうが若干少ないとの書類を受け、その議論の中で、旧橋本市の水道事業、病院

事業、そしてこの橋本駅前の整備事業の負の面が書類化され、合併協議の中で議論されたものかどうか若干疑問が残ると、当時の高野口町の民間委員から疑義があったように思っております。

現在、上水道事業や市民病院は懸命の努力をし、負債の返済の長期計画が設定され実施されていることは、誠に良と思っています。

一方、この市街地再開発事業は、実施に伴う効果が十分発揮されていないように思っています。平成3年3月に橋本川改修施行方針がなされ、平成6年6月に第一地区の計画が承認され、本地域で一等の浸水地域の住生活改善を図ってきた実績は十分認識いたしますが、いかんせん事業の進捗が遅いと思います。当然、相手方のいることでありますので、その辺の状況は理解いたしますが、先ほども申し上げましたように、その事業の実効性と効果など、あまり見えてきません。よって、以下のとおり質問をいたします。

実施の理念とその効果。

2、実施区域と休止区域の選別の根拠と進捗。

三つ目に、紀の川堤防関連と国道24号の見通し。なお、3番目の通告の文字が間違っておりましたので、今申し上げましたように、「通」でございますので、行政のほうはよろしくお願いいたします。

次に、大きな2点目として、実施区域と実施区域を除く全地域の、休止ではなく事業自身の廃止を提案いたしますが、精査し、ご答弁を願います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）16番 中谷晋君の一般

質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（樽井豪男君）登壇〕

○建設部長（樽井豪男君） 中心市街地土地区画整理事業につきましては、昭和60年、都市計画決定され、このうち第一地区として7.1haについて、平成8年、事業認可を受け、現在事業を実施しております。本地区は和歌山県紀北地域の玄関口であり、本市長期総合計画においても中心拠点と位置付けられています。そのため、まちづくりの目標として、幹線道路を整備し、活力あるまちの再生とともに、老朽住宅の密集する市街地の細街路を解消し、都市防災機能の向上を図ることとしています。

このことにより、良好な住環境を回復し、安全で快適な新しい都市の顔づくりのための都市基盤整備を行うことを目的、言い換えれば、事業実施の理念とその効果としております。

平成16年、財政健全化計画に沿った形で、第一地区7.1haのうち3.6haを先行区域とし、引き続き事業を実施することといたしました。一方で、3.5haについては休止区域として一度立ちどまり、事業を見直すことといたしました。

平成18年には、国直轄施行である紀の川護岸整備が事業採択されたことを受け、休止区域内の紀の川沿いの区域については土地区画整理事業を事業継続することといたしました。この結果、先行区域は4.9ha、休止区域は2.2haとなり、現在に至っております。

先行区域は、国道24号の拡幅・歩道設置工事や御殿橋かけ替え工事、その関連での国道370号改良工事、そして紀の川護岸工事、都市計画道路古佐田橋本線新設工事等が、それぞれの計画あるいは実施されている区域であります。この中でも、特に紀の川沿い区域につきましては、国直轄施行の紀の川護岸工事や

国道24号改良工事との密接な連携が重要な区域であり、現在先行する形で、土地区画整理事業により建物移転補償等を進めております。

先行区域の進捗状況につきましては、仮換地指定は約95%、使用収益開始は約24%が完了しております。都市計画道路につきましては約13%、区画道路につきましては約33%が完成しています。

土地区画整理事業の見直しに関して、第一地区における休止区域のみならず、第二地区、第三地区も含めた未着手部分すべての土地区画整理事業を廃止してはどうかのおただしであります。その点につきましても、休止区域見直しの過程において、平成24年度までに検討することとしておりますので、ご理解のほど、お願いいたします。

○議長（中西峰雄君） 16番 中谷晋君、再質問ありますか。

16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君） 区画整理事業の質問の1番並びに2番については、部長の言われるように、その進捗とか状況は判断できました。国道24号沿いの紀の川の堤防の改修ですけれども、橋本橋から下流側について、東家の旧という、もとの浸水された地域についての低水護岸が完了したという、たしか新聞か何かで記憶しておりますけれども、要するに、この国道24号沿いの護岸工事と並行した見通しですね、それを、きっちりとした見通しが立てられるのかどうか。それをこの①の中で再質問をいたします。

○議長（中西峰雄君） 建設部長。

○建設部長（樽井豪男君） まず、紀の川ゾーンにつきましては、今度、高水護岸といたしまして、国土交通省につきましては河川整備として平成22年度で着手していただいております。今年度、多分10月の半ばぐらいからの着手となります。それにあわせまして、上の

区画整理事業の建物補償、建物移転交渉等を今現在進めているところでございます。なお、これが、高水護岸ができて、あとの配水池の造成工事というのが若干、1 mぐらい高くなったりとか、そういうところもありますので、そういった高水護岸にあわせて、なおかつ建物補償も済んだところから、仮換地もある程度しておりますので、工事にかかっていきたいとは思っております。

それと、国道24号の片側しか歩道は拡幅できないんですけども、これにつきましては、北側の国道24号につきましては1 mから1 m 50cmの暫定歩道を設けまして、南側の河川沿いにつきましては、ちゃんと計画どおりの歩道幅で、24年度中までには完成の方向に持っていきたいとは思っております。

○議長（中西峰雄君）16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）わかりました。

この件について、何の機会のときか、部長のほうから、文化的な施設があるので、その補償については若干時間がかかるというように聞いた記憶があるんですけど、その辺の扱いは今、現時点ではどのあたりまでいっているか、それだけ。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、補償の考え方につきましては、すべて、直接には文化財を引き家にすとか、また復元工法とか、並びに再築工法というような3通りの方法がありまして、それを一応、権利者の方と話し合いをさせていただいております。その中で、権利者の思いと、あと市の思いの中で、そういったことで合致すれば、早いこと、そういったことで契約をして、移転補償の契約を進めてまいりたいと思います。そういった物件につきましては今交渉中で、まだ、どの形ですというのとは相手とのちゃんとした回答とは至っておりません。

○議長（中西峰雄君）16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）わかりました。①についてはこれで終わります。②について再質問をいたします。

休止区域並びに現在の施行区域などを含めて、平成24年までに大きな見直しをするという答弁をいただきましたけども、私はなぜこういう質問をするかということ、投資効率が上がっていないように思うんです。というのは、この計画決定の中でも現在休止区域の中にありますけれども、駅前通りを、この道路を23 mですかね、23mの幅員に改築するんだという計画になっておると。昭和45年、これは水道事業の長期計画の中から拾った数字ですので定かではございませんけれども、本市の北部の開発が市ないし県で承認されて、民間事業によって住宅開発が同じような頃に実施されております。ということは、橋本駅前の整備事業と北部開発の玄関口と、そこをどういうふうに整合性を保っていくのか。私は、やんぬるかな、現代の橋本駅は裏駅に当たっていると違うんかいなという認識でおります。南海電車の時間内の林間への到着電車は1時間に4本、多いときで5本ぐらいあると思います。ところが、橋本駅までの到着が1時間に2本しかございません。そういう公共交通の、何も弊害もあると思いますけれども、本事業について投資効率は非常に薄いのではないかと。

きのうの一般質問の中で、市長のほうから、本駅から歓送迎のバスを発着する構想も語られておりましたけれども、そういうことを含めて、現在整備されていく橋本の駅前の周辺整備は、僕は完了してあるという認識でおります。よって、本事業の全体的な見直しをきっちり行って、橋本川の浸水区域の現在実施している各ゾーンの早期の完成と休止区域の今後の扱いについてきっちりと、廃止である

という方向性を打ち出していきたいと思って質問をしておりますので、その辺を、責任のある方からご返答をいただきたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、当事務所、市街地開発事務所と内部の検討をいろいろ加えております。まず、橋本駅前線につきましては、区画整理の網のかぶる前は、たしか16mの都市計画街路という位置付けでございました。この中で、当初の16.3ha、また、その後の市街地再開事業という事業も加えた中で23mに変更しております。

今回、市街地再開事業が、事業が行えないという中で、大きな街区の区域はまずのうなった中で、あと、区画街路の見直し、また橋本駅前線の見直し、これが恐らく16mがいいのか12mがいいのかとかというようなことも内部で今協議をしております。

なお、以前、平成6年に、まず橋本川の約2.1haを区域除外いたしました。そのときに国のほうに、東家地域とか、ほかの、全面白紙にしていきたいというような国に対しての再三の要望活動を行ったわけですが、結果的には、やはり人命が大事ということで、橋本川の2.1haが一応区域除外になったという経過もございます。

一旦網がかぶった以上、すべて除いてくれるというのは非常に難しいかなと思うんですが、できるだけ、やはりこういった街路事業は直買でしたら一番はっきりするんですが、やはり区画整理の網の中で、どこまで市として変更して、また、なおかつどの部分だけをするかというのは、すべて内部協議、また地元ともお話し合いをしながら、平成24年度までには見直し作業に着手いたしまして、地元には説明していきたいとは思っております。

○議長（中西峰雄君）16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）利害関係者がおりますので、行政側が一方的にこうですということは言えないと思うんです。部長も非常につらい立場で返答してくれておると思いますが、この先行区域の中で、駅前寺脇線の北側を含む休止区域は当然、これは廃事業であるの中に入れてもおかしくないと思うんです。

ところが、古佐田橋本線の街路事業はかなり現場ができておりますので、これに付随した1ゾーンから5ゾーンまでの整備は、これは早急に完了する計画で進めなければいけないと思います。当然、御殿ゾーンもそうだと思いますけど、これは国道24号関連で、それが必要であろうかと思えます。

今言われたように、そういう事業を重点的に予算配分して、そして紀の川国道24号沿いは国営でやってくれるということですが、休止区域を包含して、事業の見直し、当然、廃止区域ですよという表現も必要になってくるやろうと思います。

それを入れて、24年のこの見直しをきっちりとしていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）これをもって、16番 中谷晋君の一般質問は終わりました。

この際、午後2時まで休憩いたします。

（午後1時50分 休憩）